

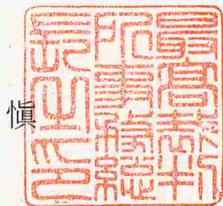
最高裁秘書第467号

令和3年2月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、東京地方裁判所がした司法行政文書の一部不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

ア 令和2年度の常置委員及び所長代行者の選挙結果が記載された通知文書
イ 令和2年度常置委員及び所長代行者選挙開票結果

(2) 苦情の申出がされた日

令和2年3月24日付け（同月26日受付）

2 答申番号

令和2年度（情）答申第31号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）